（別記様式第１号）

計画作成年度	令和７年度
計　画　主　体	七飯町

七飯町鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞
担 当 部 署 名　七飯町環境生活課自然環境係
所　　在　　地　北海道亀田郡七飯町字大沼町１０２４番地１
電　話　番　号　０１３８－６７－５８５５
Ｆ　Ａ　Ｘ 番 号　０１３８－６７－５８５６
メールアドレス　321-shizen-k@town.nanae.hokkaido.jp

目　次

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域　・・・・・　１

２．鳥獣による農林水産省等に係る被害の防止に関する基本的な方針・・　１

（１）被害の現状（令和５年度）　・・・・・　１

（２）被害の傾向　・・・・・　２

（３）被害の軽減目標　・・・・・　２

（４）従来講じてきた被害防止対策　・・・・・　３

（５）今後の取組方針　・・・・・　４

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項　・・・・・　４

（１）対象鳥獣の捕獲体制　・・・・・　４

（２）その他捕獲に関する取組　・・・・・　５

（３）対象鳥獣の捕獲計画　・・・・・　５

（４）許可権限委譲事項　・・・・・　５

４．防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項　・・・・・　６

（１）侵入防止柵の整備計画　・・・・・　６

（２）その他被害防止に関する取組　・・・・・　６

５．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項　・・・・・　６

（１）関係機関等の役割　・・・・・　６

（２）緊急時の連絡体制　・・・・・　７

６．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項　・・・・・　７

７．捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項　・・・・・　７

８．被害防止施策の実施体制に関する事項　・・・・・　８

（１）協議会に関する事項　・・・・・　８

（２）関係機関に関する事項　・・・・・　８

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項　・・・・・　８

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項　・・・・・　８

９．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項　・・・・・　８

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ヒグマ、エゾシカ、キツネ、カラス、アライグマ
計画期間	令和７年度～令和９年度
対象地域	七飯町（町内一円）

２．鳥獣による農林水産省等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和５年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品　目	被害数値
ヒグマ	デントコーン	被害面積　約０．６０ｈａ 被害金額　約２９６千円
	人身被害	被害件数　０件 ※住宅地出没件数　３件
エゾシカ	枝豆	被害面積　約０．２０ｈａ 被害金額　約４５１千円 ※耕作期間中、ハンターがくくりわなを設置しているため、被害を最小限に抑えられている。
	ねぎ	踏み荒らしは発生しているが、農家が新たなねぎの植え直しをしたかどうか確認できないため、被害金額不明。しかし、植え直ししている場合、農家は追加の労力を費やしている。
	牧草	食害は微増であるが、調査の負担が大きく、計測していないため不明
キツネ	スイートコーン	７件で被害はあるが、調査の負担が大きく、計測していないため不明
	エキノコックス症感染防除	対応件数　０件 ※ハンターが自主的な見回りをしているため、通報等はない。
カラス	りんご	町が内一円でりんごを落とされる被害が発生しているが、全ての被害をその発生時に確認できないため不明
	人身被害	被害件数　０件 ※威嚇行為件数　５件
アライグマ		被害はないが隣町で捕獲されている。

※ヒグマ・エゾシカ・キツネの農作物被害は、町所有の電気柵を農家へ貸し出したり、ハンターによる見回りなどの対応を行っているため、最小限に抑えられている。

（２）被害の傾向

ヒグマ	７月から１０月にかけて、人参、スイートコーン、デントコーンの食害が、生産量の多い大沼地区を中心に七飯町全域で発生している。 また、令和６年度には住宅のすぐ隣に出没しており、人を恐れないヒグマによる人身被害の危険性が高まっている。
エゾシカ	５月は水稲の苗の食害や踏み荒しが、６月から１０月までは牧草及び枝豆の食害やネギの踏み荒しが、七飯町全域で発生している。
キツネ	年間を通して鶴野地区の人家周辺や大沼地区の牛舎内に出没しているため、エキノコックス症感染の恐れがある。
カラス	５月から６月にかけて、抱卵しているカラスによる住民に対する威嚇が発生している。 ９月から１０月には、収穫を待つりんごを枝から落とす被害も発生している。 また、年間を通じて、牛舎の近くにねぐらを持つカラスによる牛へのいたずら（毛抜き、突き、啄み）により、飼養牛の負傷等が発生している。
アライグマ	個体捕獲及び農業被害はないものの、令和6年度にて近隣地域にてアライグマの捕獲数が増加しているため、今後の被害が懸念される。

（３）被害の軽減目標

指標	現状値（令和５年度）	目標値（令和９年度）
ヒグマによる農業被害	被害面積 約０．６０ｈａ 被害金額 約２９６千円	現状値の５０％削減を目標とする。 ※農業者の人身被害の未然防止
ヒグマによる人身被害	被害件数 ０件 ※住宅地出没件数 ３件	被害件数 ０件 ※住宅地出没件数 ０件
エゾシカによる農業被害	(枝豆) 被害面積 約０．２０ｈａ 被害金額 約４５１千円 ※枝豆以外では踏み荒らし等の被害はあるが、被害面積及び被害金額は不明	枝豆は、現状値の５０％削減を目標とする。 ※デントコーン・枝豆等の被害防止及び個体数調整が必要
キツネによる農業被害	被害件数 ７件 （※被害金額不明）	現状値の５０％減少を目標とする。
キツネによるエキノコックス症感染防除	対応件数 ０件	対応件数 ０件

カラスによる農業被害	被害件数　９件 （※被害金額不明）	現状値の５０％減少を目標とする。
カラスによる人身被害	被害件数　０件 ※威嚇行為件数　５件	被害件数　０件 ※威嚇行為件数　０件
アライグマ	農業被害及び生活環境被害防止を目標とする。	

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	【ヒグマ・エゾシカ・キツネ・カラス】 ・平成２８年度から鳥獣被害対策実施隊の設置により、銃器による捕獲や「はこわな」等のわなによる捕獲を継続的に実施している。 【エゾシカ】 ・平成２５年度から鳥獣被害防止特別措置法に基づく、鳥獣被害防止総合対策事業補助金を活用し、効率的なエゾシカの捕獲を実施している。 【アライグマ】 ・実績なし	【ヒグマ・エゾシカ・キツネ・カラス】 ・現地での有害鳥獣の視認が難しく、時間や場所により銃器等の使用規制がある。 【ヒグマ】 ・「はこわな」を設置する箇所が多くなり、範囲も広範囲になっている。そのため、見回りをする人員が不足し、ハンターの負担が大きい。 ・「はこわな」を増やした分、使用するエサの量が多くなるため、エサを保管できる冷凍庫が必要である。 【アライグマ】 ・出没の連絡を受け、迅速な対策を講じる体制づくりが必要である。

防護柵の設置等に関する取組	【ヒグマ・エゾシカ・キツネ】 ・被害及び通報箇所において、電気柵を設置している。町所有の電気柵を農家への貸出しをし、設置してもらうことで、電気柵の効果を実感させ、購入を勧めている。 【キツネ・カラス】 ・防護ネット及びテグスなどの設置指導を行っている。	【ヒグマ・エゾシカ・キツネ】 ・「電気柵＝怖い」というイメージがあり、使用していない農家がいる。 ・誘因物（生ゴミや農作物の収穫残渣など）の徹底管理、畑のきわの草刈及び緩衝帯の設置が実施できていない。 【ヒグマ・エゾシカ】 ・広範囲に設置できるだけの電気柵を確保できていない。 【キツネ】 ・キツネに対する電気柵設置対策が普及していない。

（５）今後の取組方針

①人身被害防止

ア　ヒグマ

（ア）　出没情報の共有

行政及び鳥獣被害対策実施隊、警察、町内会等との間で、出没情報等を共有するため、関係機関同士の連絡体制を確立し、一般住民への周知として、町内会への回覧板や熊出没注意看板の設置、町ホームページ、防災無線等を活用し、被害防止に取り組む。

（イ）　追い払い対策

軍川地区の農業関係者及び町内会等の協力を受け、協力申出者には煙火消費保安手帳講習会を受講してもらい、住宅地付近に出没した際は、轟音玉（ヒグマ追い払い用煙火）の使用により、追い払い対策を行う。

（ウ）　駆除

問題を及ぼす恐れのある個体は、鳥獣被害対策実施隊が駆除する。

（エ）ゾーニング管理

あつれきを低減する措置として、人の生活圏とクマ類の生息地との空間的なすみ分けを図るゾーニング管理を行う。

イ　カラス

住民へ町広報及び町ホームページ等でカラス対策を周知する。

人身被害など問題を及ぼす恐れのある個体や巣は、鳥獣被害対策実施隊が駆除する。

②農業被害防止

行政、鳥獣被害対策実施隊、農業関係者等との連携により、電気柵等を活用し被害防止に取り組む。また、はこわなによる捕獲を促進する。農業関係者に対し、畑きわの草刈りや緩衝帯の設置を依頼すると共にドローンを活用した、食害発生に関する調査を行う。また、農家自らがわな猟免許を取得し、わなによる捕獲駆除を行える体制を整える。

アライグマの捕獲従事者を増やすために講習会を実施し、はこわなの貸し出しを行う。また、個体出没の際の連絡体制を確立する。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

平成２８年度から鳥獣被害対策実施隊を設置し、銃器による捕獲を継続的に実施するとともに、はこわな等による捕獲も行う。

また、将来的に次世代を担う隊員が積極的に加入する体制を整え、加入した新規の実施隊員へは経験豊富な鳥獣被害対策実施隊員による技術の継承を行う。あわせて、農業被害がある農家を実施隊の一員として加入させ、わな猟免許取得や保険等の補助を行うことで、自らの農作物を防御できるような体制を整える。

（２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
Ｒ７	ヒグマ エゾシカ キツネ カラス アライグマ	銃器及びはこわな等により、効果的な捕獲を図る。
Ｒ８	同　上	同　上
Ｒ９	同　上	同　上

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

【ヒグマ】
・捕獲目標数は特に定めず、ヒグマを保護する「コア生息地」、人間活動を優先する「防除地域・緊急捕獲地域」、その間の「緩衝地帯」などのゾーンを設定し、ゾーンごとに適切な管理を実施する。

【エゾシカ】
・個体数が増加しているため、積極的に捕獲を行う。

【キツネ・カラス】
・近年の捕獲実績に基づき、設定する。

【アライグマ】
・現状、捕獲実績はないが、近隣自治体にて出没が増加傾向である。さらに、特定外来生物に指定されていることもあり、農業被害及び生活環境被害防止以外にも生態系被害防止も兼ねて積極的に捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等			
	Ｒ５実績	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９
ヒグマ	８	※捕獲計画数等の設定の考え方に基づく。		
エゾシカ	１６７	１７０	１８０	１９０

キツネ	２０	２０	２０	２０
カラス	１８８	２００	２００	２００
アライグマ	０	０	０	５

捕獲等の取組内容
・捕獲場所は町内一円とし、捕獲予定時期については春期から秋期にかけて行う。（ただし、必要に応じて、通年捕獲も行う。） ・捕獲手段については、銃器及びはこわな等を使用する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
特になし

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
特になし	特になし

４．防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容
ヒグマ エゾシカ キツネ	※電気柵に不足が生じた場合、必要数を導入

（２）その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
Ｒ７ ～ Ｒ９	ヒグマ エゾシカ キツネ カラス アライグマ	・電気柵の効果的な設置管理。 ・出没多発場所においては、出没注意看板の設置及び住民への周知を行い、人身被害を未然に防止する。 ・軍川地区の農業関係者や町内会等の協力を受け、協力申出者には煙火消費保安手帳講習会を受講してもらい、住宅地付近に出没した際は、轟音玉（ヒグマ追い払い用煙火）の使用により、追い払い対策を行う。 ・生ゴミや農作物の収穫残渣等の管理、畑きわの草刈及び緩衝帯の設置について、農業関係者を中心に依頼する。

５．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
七飯町鳥獣被害対策実施隊	・有害鳥獣駆除 ・人里付近出没時の緊急パトロール ・巡回パトロール ・住宅地付近の出没場所へ轟音玉実施
北海道警察函館方面 函館中央警察署 （七飯交番及び各駐在所）	・人里付近出没時の緊急パトロール ・緊急時における住宅街での発砲命令
北海道渡島総合振興局 保健環境部環境生活課	・実施に関する情報提供及び技術的助言援助 ・被害状況把握
町内会	・回覧板等による住民への注意喚起
七飯町	・町内各保育所（園）、認定こども園、幼稚園及び学童保育クラブへの注意喚起 ・各関係機関との連絡調整 ・現地確認 ・防災無線等住民への注意喚起 ・報道機関へ情報提供及び対応
七飯町教育委員会	・町内各学校への注意喚起 ・学校等周辺の巡視の手配

（２）緊急時の連絡体制

【ヒグマ出没時】

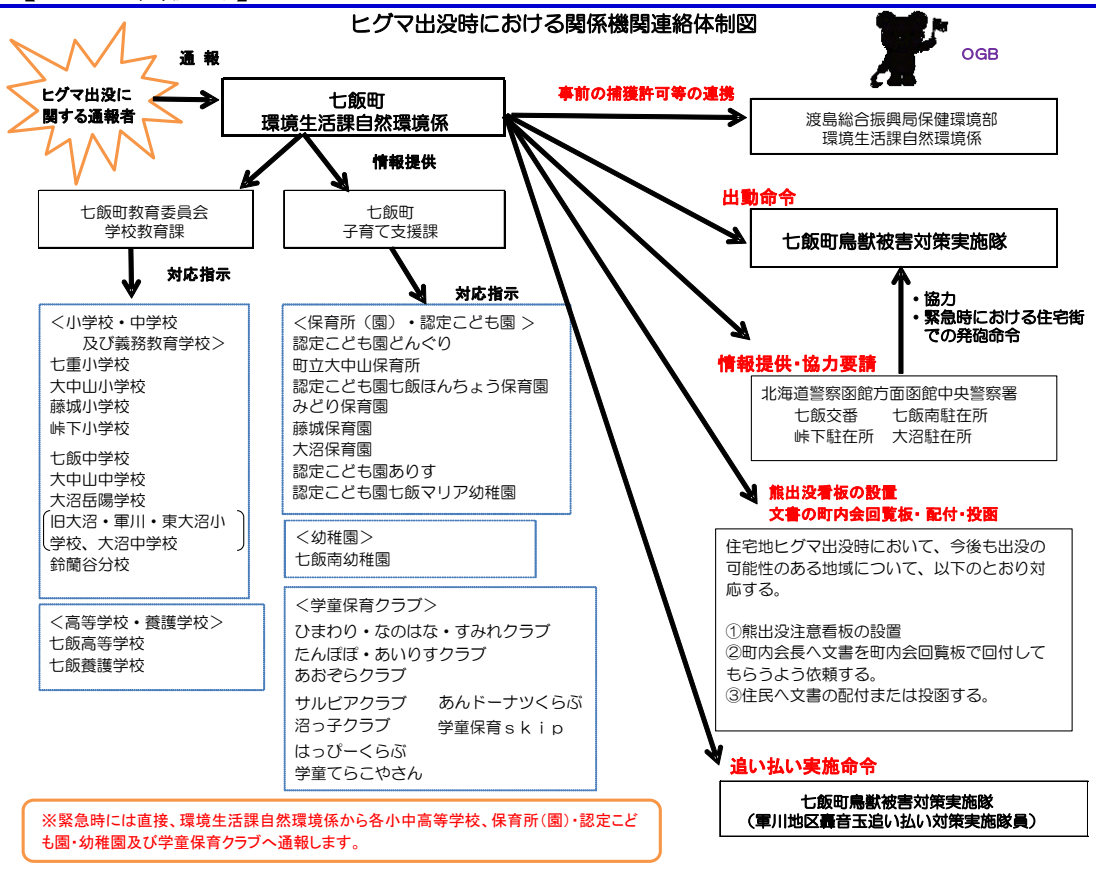

６．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

・一般廃棄物として焼却又は自家消費。
（ヒグマについては試料採取を行った後、上記のとおり処理。）
・キツネについては、例年７月から翌年１月まで北海道渡島保健所によるエキノコックス症媒介動物疫学調査のため、検体として提供する。

７．捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

平成２９年度から捕獲に従事するハンターに対し、北海道で定めているエゾシカ肉処理施設認証制度の対象施設（以下、「認証施設」という。）による買い取り（受け入れ）事業を紹介してきた。

認証施設に引き渡すか自己消費するかどうかは、従事者一人一人の判断となるが、今後も認証施設による買い取り（受け入れ）事業の紹介を継続して行う。

８．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

協議会の名称	七飯町地域担い手育成総合支援協議会
構成機関の名称	役割
新函館農業協同組合 七飯営農センター	・農業被害状況及び出没状況の把握 ・有害鳥獣による営農被害の未然防止に向けた営農及び生活指導等（被害防止の周知）
七飯町森林組合	・林業被害状況及び出没状況の把握･情報提供等
七飯町農業委員会	・農業被害状況及び出没状況の把握･情報提供等
七飯町鳥獣被害対策実施隊	・有害鳥獣駆除 ・人里付近出没時の緊急パトロール ・巡回パトロール
七飯町	・被害状況､出没状況の把握 ・各関係機関との連絡調整等

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道渡島総合振興局	・実施に関する情報提供及び技術的助言援助 ・被害状況把握

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

・平成２８年４月１日設置。
・七飯町有害鳥獣駆除会、(一社)ノースランドレンジャー、わな免許を所持している農業従事者及び軍川地区の町内会により編成。七飯町職員以外を非常勤特別職とする。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

９．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし